

議案第 4 8 号

上益城消防組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により、上益城消防組合同規約（昭和 4 9 年熊本県指令地第 1 2 6 号）の一部を次のように変更する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

嘉島町長 鍋田 平

上益城消防組合同規約の一部を変更する規約

上益城消防組合同規約（昭和 4 9 年熊本県指令地第 1 2 6 号）の一部を次のように変更する。

第 1 3 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項に掲げる経費のうち、次の各号に掲げる臨時又は一時的な経費に係る負担金については、前項の規定に関わらず関係町の協議により管理者が別に定める。

- （1） 蘇陽出張所の施設改修に係る経費
- （2） 蘇陽出張所に係る維持管理等費
- （3） 蘇陽出張所の通信指令設備関係更新に係る経費

附 則

この規約は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。